

たかまる通信

第40号

2026.10.13
討議資料

■発行／福岡たかまる後援会 TEL0952-20-0111



たかまる通信

北朝鮮による拉致 問題等に関する 特別委員会委員長に

前国会から引き続き、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会の委員長を拝命。拉致問題が少しでも前に進むよう、全力で政府の交渉を後押ししていきます。また、今国会から初めて総務委員会にも在籍することになりました。



第73回佐賀県身体障害者福祉大会



有明海沿岸道路福富鹿島道路の着工式



佐賀市農政協議総会



吉野ヶ里町新庁舎完成記念式典

たかまるサポーターを募集しています！

政治とカネの問題が取りざたされる中、私の事務所でも経費節減に努めています。それでも、政治活動にはお金がかかります。そんな私の政治活動をサポートしていただける方を募集しています。年間で1口2千円から（千円単位）お願いさせていただきます。皆様の温かいお気持ちで、福岡たかまるを育ててください。お力添えをよろしく願いいたします。

公式
サイト



公式
Facebook



公式
X(旧 Twitter)



福岡たかまる事務所

【佐賀事務所】
〒840-0826 佐賀県佐賀市白山一丁目4-18
TEL0952-20-0111
FAX0952-20-0666

【国会事務所】
〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館919号室

TEL03-6550-0919
FAX03-6551-0919

郵便振込

口座記名番号：01700-2-76522
口座名義：たかまろう 21
※専用の振込用紙も用意しています。
事務所に一通り届けばお届けします。

物価高が長期化する中、日々の暮らしにかかる負担をどう軽減していくのかは重要な課題です。こうした状況を踏まえ、高市総理は来年4月から2年間、食料品の消費税を1%に減税することを表明されました。日々の生活に欠かせない食料品の消費税負担を軽くすることは、物価高への対応として一定の効果が期待できます。

その際、混乱が生じないよう飲食料品の消費税率引下げによって影響を受ける農林漁業者に対しては、資金繰りを支援することに加え、小規模な事業者については、仕入れの際に支払った消費税の負担が重くなり、経営が厳しくなることがないように、それぞれの売上高に応じて給付する仕組みを設ける方向です。食品事業者や外食事業者についても、資金繰りや、人手不足に対応するための設備導入などを支援します。また、外食事業者には、持ち帰り販売などに取り組む場合の支援も行います。あわせて、消費税の計算方法を変更する際の相談や、税理士に依頼する費用などについても支援し、関係省庁が現場の状況を確認しながら、具体的

な内容を決めていくこととしています。

一方で、消費税は、社会保障を支える国の重要な財源となっています。税率を引き下げるとすれば、その減収をどう補うのか、社会保障をどう維持していくのかも同時に考えなければなりません。

消費税減税にはもう一つ考えるべき点があります。それは、減税による恩恵が必ずしも支援を必要としている方に集中するわけではないということです。所得の高い方も低い方も同じ商品を購入すれば同じ税率が適用されますから、消費額の違いは、減税による恩恵の額も大きくなります。

そこで、消費税減税と合わせて議論しているのが「給付付き税額控除」です。

給付付き税額控除は、税額を一定程度軽減するとともに、納税額が税額控除の額まで至らない低所得の方などには、その差額を給付する仕組みです。所得や家族構成などに応じて支援の必要性を見極めることで、幅広い方を対象としながら、特に支援が必要な方により手厚く支援す

ることができます。

また、給付付き税額控除を考える上で参考になるものとして、いわゆる「翁カーブ」があります。これは、世帯年収ごとに、所得税や住民税、社会保険料の負担と児童手当などの現金給付を一体的に捉え、世帯年収に対して実質的にどの程度の負担をしていたかを示したものです。諸外国と比べ、若い世代のボリュームゾーンにおいて日本の負担が大きいことがわかります。

給付付き税額控除は、働いて収入を増やそうという意欲にも影響しないよう税負担の軽減と給付を一体的に設計することで、負担の変化をなだらかにし、所得が増えるにつれて手取りも増えていく仕組みにするという観点からも議論されています。

こうした観点も踏まえ、政府は8月に、本格的な「給付付き税額控除」導入の第一歩として、令和11年度から、これまでの一律の給付とは異なる新たな「所得に連動したきめ細かな給付」を行うことと

する基本方針を決定しました。さらに、国と地方の協議などを経て、9月には、新たな制度として「就業者負担軽減支援金」を導入することとしました。

この支援金制度は、中低所得の現役勤労者の負担を軽減し、所得が増えれば手取りも増える仕組みにするともに、いわゆる「年収の壁」などによる働き控えを和らげることも目的としています。また、その本格導入までの間の措置として、令和9年4月から2年間、飲食料品の消費税率を1%とするとともに、その1%相当分の範囲内で、支援金の支給を先行実施し、実質的に飲食料品にかかる消費税の負担をゼロとする考えです。

子育て世帯への配慮も盛り込まれます。先行して行う給付では15歳以下の子どもの人数に応じた加算を行い、本格導入時には18歳以下の子どもの人数に応じた加算を行う方向です。

制度の円滑な実施に向けて、国と地方が協力し、できるだけ事務負担を少なくする方向で検討が進められています。消

費税率の変更に伴う事業者のシステム対応や、農林漁業者、外食産業などへの影響にも配慮しながら、必要な支援を具体化していくことになります。

物価高への対応は、給付や減税だけで終わるものではありません。賃金を引き上げ、働くことで所得が増える経済をつくることが重要です。企業の生産性向上や投資を促し、持続的な賃上げにつなげていく。その上で、負担が大きくなっている方には、税制や社会保障を通じてきめ細かく支える。こうした取組を組み合わせる必要があります。

「何をすれば、今を生きる皆様の暮らしを支えられるのか。そして、将来の世代にどのような社会を残すのか。」

この二つを常に念頭に置きながら、消費税を含む税制のあり方、給付付き税額控除などの新たな選択肢について、より実効性のある政策につなげていきたいと思っています。

